



新発田民主商工会
新発田市豊町2-3-3
TEL.0254-22-4390
FAX 22-4705
2022.2.7
NO 2285

各支部で「申告書作成会」を行います

みんなで教え合い、助け合いながら申告書を完成させましょう。「作成会」の日程や会場は、各支部の案内チラシをご覧ください。

作成会には忘れずに持参を



* 帳簿など)所得計算に必要な書類

* 源泉徴収票(給与や年金収入がある方)

* 国民年金保険料控除証明書

* 生命保険料や地震保険料の控除証明書

* 健康保険や介護保険料の支払い証明書など

* 確定申告書(前年の控えも)

「3・13重税反対統一行動実行委員会」は、3月11日に行う予定の「集団申告」に関する申し入れを新発田税務署と新発田市税務課に行いました。実行委員会から新発田民商の稻葉正美副会長、長谷川好雄会計と事務局、生活と健康を守る会の渡谷仁会長が参加。税務署からは総務課長らが対応しました。

「集団申告」で税務署・市に申し入れ

申告書に記載もれなどないように
申告の提出がスムーズに進められるように、税務署から次のような要望が出されました。

* 申告書の記載事項(〇年分、住所、氏名、フリガナ、生年月日、扶養親族欄など)や添付書類に漏れがないよう事前に確認をしてください。

* 申告者「」と「所得税と消費税、その他提出書類を提出用」と「控用」に区分し、封筒やクリアファイル等に入れて提出してください。

* 申告書等の「控用」に受付印が必要な場合は、必ず提出用と一緒に提出してください。後日「控用」だけ持参して受付印を求められても応じる」とはできません。

「マイナンバー」の記載がなくても申告書は受理

個人番号(マイナンバー)・法人番号記載欄のある税務関係書類(確定申告書等)について、税務署は「番号を記載しないことに対する罰則規定はない。記載されていなくても受理する」「個人番号が記載されている場合には本人確認書類と身元確認書類の提示又は写しの提出が必要だが、当日確認書類を忘れてきても申告書は受理する」と回答しました。

「時短協力金」申請は2月14日(予定) 営業時間短縮等の順守に注意を

営業時間の短縮要請は、県の「認証」を受けた(申請中も含む)飲食店は午前5時から午後9時まで(酒類の提供は午後8時まで)、「認証」を受けていない飲食店は午前5時から午後8時まで(酒類の提供は終日できません)となっています。(※認証を受けた飲食店も後者の選択は可能)また、同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内と人数制限もあります。

「協力金」は、要請期間中(1月21日～2月13日)の全ての日において時短要請または休業に応じた場合に支給されます。要請事項が守られていないと支給されないので、営業時間や酒類の提供、人数制限を順守するよう注意してください。

※時短要請以前より、午前5時から午後8時までの範囲内で営業している店舗は協力金の対象外です。

「時短協力金」申請相談会

日時 2月15日(火)午後1時30分～
会場 新発田民商事務所

※参加希望の方は事前に「」予約ください。

弁護士による法律相談…2月17日(木)

相談希望の方は前日までに「」予約ください。

相談等で民商事務所に来られる際は、事前に「」連絡をお願いします。来所時にはマスクの着用をお願いします